

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	墓地等の経営許可、墓地等の変更・廃止許可		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条 蓮田市墓地、埋葬等に関する条例 第4条第1項及び第2項		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）		
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号） （墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可）</p> <p>第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p> <p>【参考】</p> <p>蓮田市墓地、埋葬等に関する条例（平成16年3月30日条例第7号） （墓地等の経営の許可等）</p> <p>第4条 墓地等を經營しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>		
審査基準 設定年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境経済部みどり環境課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。